

平成29年9月27日

第9回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 平成29年9月27日(水) 午後2時00分

3. 出席委員 15名

4. 欠席委員 1名

5. 出席職員 事務局他2名

6. 議 案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農地譲渡に係るあっせん委員の選任について
議案第6号 農用地利用集積計画について
議案第7号 須崎市農業委員会会議規則の改正(案)について

7. その他

開会宣言	<p>国広次長</p> <p>只今から平成 29 年第 9 回農業委員会総会を開催いたします。本日は 2 番青木委員さんが欠席ですのでお知らせをしておきます。</p>
開会挨拶	<p>市川会長</p> <p>本日は第 9 回の総会でございます。議案は第 7 号までです。慎重な審議をお願いします。</p>
議事録署名	<p>本日の議事録署名人は 1 番森田委員、15 番山崎（敏）委員を指名いたします。</p> <p>「異議なし」多数</p>
議案説明	<p>国広次長</p> <p>議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 9 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○</p> <p>氏名及び件数 ○○ ○○ 他 3 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 176 m² 畑 237 m² 合計 413 m²</p> <p>番号 1 申請人 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市安和字立道 219 番 1</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 14 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市安和字立道 220 番 2</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 29 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市安和字立道 221 番 3</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 87 m²</p> <p>合計 130 m²</p> <p>事由 申請地 219 番 1 は昭和 54 年月日不詳頃より駐車場、220 番 2 は平成 8 年 8 月頃より駐車場、221 番 3 は昭和 54 年月日不詳頃より住宅敷地となっている。</p> <p>確認委員 山崎 厚志</p> <p>番号 2 申請人 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字大谷 1856 番</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 66 m²</p> <p>事由 申請地は昭和 63 年月日不詳頃より竹が生い茂り、山林となっている。</p> <p>確認委員 笹岡 准一</p> <p>番号 3 申請人 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内須ノ浦字上屋敷 139 番</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 89 m²</p>

	<p>事由 申請地は昭和 60 年月日不詳頃より駐車場、農業用資材置場となっている。</p> <p>確認委員 中平 耕三</p> <p>番号 4 申請人 被相続人 ○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○ 相続人 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市桑田山字道金作乙 1892 番</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 128 m²</p> <p>事由 申請地は平成元年月日不詳頃より住宅及び進入路となっている。</p> <p>確認委員 岡崎 明</p>
<p>委員説明</p>	<p>11 番山崎（厚）委員 現地確認の結果、3筆とも農地とは認められず問題はありません。</p> <p>12 番笹岡委員 確認しましたが、問題ありません。</p> <p>14 番中平委員 現地を確認しましたが、問題ないです。</p> <p>6 番岡崎委員 住宅等になっており問題はありません。</p>
<p>審 議</p>	<p>市川会長 この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>5 番 森光委員 原案承認。</p>
<p>採 決</p>	<p>市川会長 原案承認ということですが、これにご異議ございませんか。 「異議なし」多数。 異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。</p>
<p>議案説明</p>	<p>国広次長 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 9 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 2 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 2,763 m² 畑 290 m² 計 3,053 m²</p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p>

	<p>譲受人 ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字中屋敷 519 番 3</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 212 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字中屋敷 519 番 4</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 120 m²</p> <p>事由 売買 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○</p> <p>番号 2 申請人 譲渡人 ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>譲受人 ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字中屋敷 519 番 2</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 740 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字中屋敷 519 番 7</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 54 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字中屋敷 520 番 1</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 127 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字中屋敷 526 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 290 m²</p> <p>事由 売買 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○</p> <p>番号 3 申請人 譲渡人 ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>譲受人 ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字イゲノサコ 4663 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 487 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字ヲツボ 4647 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1023 m²</p> <p>事由 贈与 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○</p> <p>以上です。</p> <p>農林水産課 中西係長</p> <p>それでは補足説明をします。農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>1 番、第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、権利取得後も引続き水稻をつくる予定であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え</p>
補足説明	

<p>委員説明</p> <p>審議</p> <p>意見</p> <p>採決</p>	<p>られます。</p> <p>2番、第1号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。</p> <p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第5号の下限面積は、現在の自作地は2,961㎡ですが、譲受が許可になれば、30アールを超えます。第6号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第7号地域調和ですが、権利取得後は水稻および露地野菜を作る予定であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>3番、第1号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。</p> <p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第5号の下限面積は、問題ありません。第6号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第7号地域調和ですが、この案件は高齢による所有権の移転であり、親子間の贈与です。農業形態に変更はなく、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上です。</p> <p>12番笹岡委員</p> <p>1番と2番はあっせんの件ですが、なにも問題ありません。</p> <p>10番山口委員</p> <p>3番も問題ありません。</p> <p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。</p> <p>なければどなたか意見をお願いします。</p> <p>14番 中平委員</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について意見を述べさせていただきます。申請者の〇〇 〇〇さん他2件ですが、いずれも問題ないということですので、許可を与えたいと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>別の問題ないから許可を与えるということですが、これにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」多数。</p> <p>異議がないようでございますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の</p>
---	---

<p>議案説明</p>	<p>審議については、別に問題もないと言う事でございますので、原案どおり許可を与えることと決定致します。</p> <p>国広次長</p> <p>議案 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 4 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 9 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 申請者 住所 ○○○○○○○○○○○</p> <p>(2) 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 80 m²の内 16.54 m² 計 80 m²の内 16.54 m²</p> <p>番号 1 申請人 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字水林甲 2265 番 5</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 80 m²の内 16.54 m²</p> <p>種別 2 事由 墓地</p> <p>位置図と土地利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>補足説明</p>	<p>農林水産課 中西係長</p> <p>補足説明をしていきます。</p> <p>1 番です。農地の区分と転用の目的ですが、申請地は、多ノ郷地区にあり、農振農用地ではありません。また、周辺に駅等もなく農地の区分は、甲種、第 1 種、第 3 種いずれの要件にも該当しないその他の農地で第 2 種農地と判断されると考えます。転用の目的は、自己所有地に納骨堂を建設するもので、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、土地整地費○○万円、納骨堂建設費○○万円、合計○○万円を自己資金での計画あり、問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は許可日から平成 30 年 3 月 31 日となっております。確実性には、特に問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、転用面積 16.54 m²は事業計画書、土地利用計画等により必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自然浸透で周辺農地の同意も得ており、支障はないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員説明</p> <p>審 議</p> <p>意 見</p>	<p>13 番市川（孝）委員</p> <p>この件は、隣接農地の承諾もありますので別に問題ないと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。</p> <p>なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>8 番 藤田委員</p>

採 決	<p>議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について意見を申し上げたいと思います。今回は〇〇 〇〇さん 1 件でございますが、先ほど審議いたしました結果、別に問題ありませんので、至当の意見を付け進達を諮りたいと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>別に問題もないから至当の意見を付けて進達をと言う事でございますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数。</p> <p>ご異議ないようでございますので議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議についてでございますが、至当の意見を付して進達する事と決定致します。</p>
議案説明	<p>国広次長</p> <p>議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 9 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>(2) 氏名及び件数 〇〇 〇〇 他 1 件</p> <p>(2) 申請受理面積 田 340 m² 畑 268 m² 計 608 m²</p> <p>番号 1 貸人 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>借人 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字田ノ地甲 5927 番 2</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 340 m²</p> <p>種別 2 事由 自己住宅</p> <p>隣接農地は同意書ありで位置図と利用計画図は添付のとおりです。</p> <p>番号 2 譲渡人 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>譲受人 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市緑町 24 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 134 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市緑町 25 番 2</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 134 m²</p> <p>種別 3 事由 自己住宅及び店舗</p> <p>隣接農地は同意書ありで位置図と利用計画図は添付のとおりです。</p> <p>以上です。</p> <p>補足説明 農林水産課 中西係長</p> <p>補足説明を致します。1 番、農地の区分と転用の目的ですが、申請地は多ノ郷地区にあり、農振農用地ではありません。また、周辺に駅等もなく農地の区分は甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地であり、第 2 種農地と判断されると</p>

	<p>考えます。転用の目的は、申請地に新たに自己住宅を建設しようとするもので、他に代替する土地はなく、農地の区分と転用目的については問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、土地整地費〇〇万円、建設費〇〇万円、合計〇〇万円を借り入れての建設計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は許可日から平成 30 年 10 末日となっており、確実性には特に問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、転用面積は 69.61 m²、所要面積 340 m²は事業計画、土地利用計画により必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自然浸透と傾斜により排水パイプを通り、北側の田ノ地へ排水。生活用水は、浄化槽を経由し、同じく、北側の田ノ地川へ排水。周辺農地の同意も得ており、支障はないものと考えます。</p> <p>2 番、農地の区分と転用の目的ですが、申請地は第 3 種農地であり、転用の目的は申請地に新たに住宅兼店舗を建築しようとするもので、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題ないものと考えます。資力及び信用ですが、土地取得費〇〇万円、建築費〇〇万円、合計〇〇万円を借り入れての建築計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は許可日から平成 30 年 12 月末日となっており、確実性には特に問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、建築面積は 71.21 m²と所要面積 268 m²は、事業計画書、土地利用計画図により必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自然浸透と傾斜により市道側溝へ排水。生活排水は、浄化槽を経由し、同じく指導側溝へ排水。また、周辺に農地はなく問題はないものと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>委員説明 13 番市川（孝）委員</p> <p>1 番と 2 番ですが、周辺農地の同意もありますので別に問題はありません。</p> <p>審 議 市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。</p> <p>なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>意 見 5 番 藤田委員</p> <p>議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、意見を言わせていただきます。今回は〇〇 〇〇さん 1 件ですが、先ほど十分審議を致したところ、別に問題もないということでございますので、至当の意見を付して進達を諮りたいと思います。</p> <p>採 決 市川会長</p> <p>別に問題ないということで、至当の意見を付け進達をとということですが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議については、至当の意見を付して進達を諮る事と決定します。</p>
--	--

議案説明	国広次長
	<p>議案第 5 号農地譲渡に係るあっせん委員の選任について。農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づき、農地の譲渡について下記のとおりあっせん願いがあったのであっせん委員の選任をしたい。平成 29 年 9 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 申請者 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 持分 2 分の 1 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 持分 2 分の 1 件数 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 3,198 m² 合計 3,198 m²</p> <p>番号 1 権利者 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 持分 2 分の 1 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 持分 2 分の 1</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字北ノ久保乙 218 番 2 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 968 m² 土地の所在地 須崎市下分字汲田乙 389 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,163 m² 土地の所在地 須崎市下分字チャガシバ乙 468 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,067 m² 事由 売買</p> <p>以上です。</p>
審 議	市川会長
	<p>この件について、どのようにいたしましょう。</p> <p>別にないようでしたら、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p>
採 決	連続で申し訳ありませんが、4 番 横山委員、12 番 笹岡委員にお願いしたいと思いま
	<p>す。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p>
議案説明	国広次長
	<p>議案第 6 号農用地利用集積計画について（諮問）、上記の事について、須崎市長より別紙のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 9 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>それでは別冊について読み上げて説明させていただきます。農用地利用集積計画書（案）平成 29 年度第 5 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 29 年 9 月 27 日須崎市市長楠瀬耕作。次のページをお願い致します。利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表になります。</p>

整理番号 29-17

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
農作業従事日数 330 日
経営耕地面積 農地 12,000 m²
利用権設定等面積 農地 961 m² 合計 農地 12,961 m²

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日
利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 1～10 km未満
- 2.権利の種類 賃借権設定（通年）
- 3.借受人の分類 個人 その他
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無 有
- 6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模 借人 2.0～2.5ha 貸人 不耕作
- 8.経営改善計画の認定の有無 有

利用権を設定する土地 所在 多ノ郷字浜田甲 5785 番
現況地目 田 面積 481 m²
所在 多ノ郷字浜田甲 5786 番
現況地目 田 面積 480 m²

設定する利用権 内容 ショウガ
期間 平成 29 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日 3 年間
借賃 ○筆 ○○○○円
借賃の支払方法 ○○○○○
利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 29-18

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○
農作業従事日数 300 日
経営耕地面積 農地 7,079.37 m²
利用権設定等面積 農地 1,300 m²
合計 農地 8,379.37 m²

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日
利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 1～10 km未満
- 2.権利の種類 賃借権設定（通年）
- 3.借受人の分類 個人 その他
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無 無
- 6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模 借人 0.7～1.0ha 貸人 0.3ha
- 8.経営改善計画の認定の有無 有

利用権を設定する土地 所在 浦ノ内東分字ヨデン 276

現況地目 田 面積 1,300 m²

設定する利用権 内容 キュウリ

期間 平成 29 年 10 月 1 日～平成 38 年 9 月 30 日 9 年間

借賃 ○○○○○円

借賃の支払方法 ○○○○

利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 29-19

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

農作業従事日数 360 日

経営耕地面積 農地 10,906.10 m²

利用権設定等面積 農地 2,393 m²

合計 農地 13,299.10 m²

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 1～10 km未満
- 2.権利の種類 賃借権設定（通年）
- 3.借受人の分類 法人 農業生産法人
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無 有
- 6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模 借人 1.0～1.5ha 貸人 不耕作
- 8.経営改善計画の認定の有無 有

利用権を設定する土地 所在 下郷字土居 1828

現況地目 田 面積 2,393 m²

<p>補足説明</p>	<p>設定する利用権 内容 花卉 期間 平成 29 年 10 月 1 日～平成 44 年 9 月 30 日 15 年間 10 a 当りの借賃 〇〇〇〇〇円 借賃の支払方法 〇〇〇〇〇 利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借</p> <p>今回の利用権設定の合計面積は 4,654 m²です。 以上です。</p>
<p>審議</p>	<p>中西係長</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 29—17 ですが、主たる経営作物は生姜で、構成員は〇人です。次に受付番号 29—18 ですが、主たる経営作物はキュウリで、構成員は〇人です。受付番号 29—19 ですが、主たる経営作物は花卉で、構成員は〇人となっています。</p> <p>今回受付の全てについて各要件を説明します。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、3 件とも適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたもので今回申請の 3 件すべてが対象ではありません、第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請は 3 件全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>意見</p>	<p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>14 番中平委員</p> <p>議案第 6 号農用地利用集積計画について（諮問）、意見を申し上げたいと思います。今回の 3 件でございますが、別に問題はありませんので、答申を諮りたいと思います。</p>
<p>採決</p>	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないから承認をとということでございますが、異議ございませんか。 「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第 6 号農用地利用集積計画について（諮問）は、承認することとして答申することとしたいと思います。</p>

<p>議案説明</p> <p>採 決</p>	<p>国広次長</p> <p>議案第 7 号須崎市農業委員会会議規則の改正（案）について。上記のことについて、別紙のとおり改正することについて議決を求める。平成 29 年 9 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>事務局より説明。</p> <p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。</p> <p>これは議決事項ですので、挙手により決定したいと思います。</p> <p>挙手により全委員、賛成。</p> <p>原案どおり決定することといたします。</p> <p>市川会長</p> <p>その他の件で何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら本日の会議を終わらせていただきます。お疲れでございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3 時 0 5 分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">15 番</p> <p style="text-align: center;">1 番</p>
------------------------	---